

「「持続可能な社会」を構築する取組の重要性を理解し取り組むよう努める」 旨の文書の提出の免除について

予定価格4億円以上の工事請負の受注者及び予定価格8千万円以上の物品等調達
の受注者に対して提出を求めている上記の文書について、下記のとおり、提出
を免除する特例を定めます。

記

1 対象者

「きょうとSDGsネットワーク」を構成する制度の認証等を受けた者

2 手続き

以下の(1)又は(2)のとおり、契約課宛てに認証等を受けたことを証する書面
に係る写し又は電子データを提出いただくことにより、特例として、上記の文
書の提出を免除します。

- (1) 1の認証等を受けたことを証する書面(下表参照)の写しを以下の窓口
に持参又は郵送

【宛先】〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市行財政局管財契約部契約課

- (2) 1の認証等を受けたことを証する書面に係る電子データ(証書をスキャン
又は撮影した画像データを含む。)を以下のURLの提出フォームから提出
<https://www.shinsei.elg-front.jp/kyoto2/uketsuke/form.do?id=1643853278957>

制度名	認証等を受けたことを証する 書面又は電子データ
京都SDGsパートナー	登録書
京銀SDGs宣言サポート	宣言書
京都中信SDGs宣言サポート	宣言書
ソーシャル企業認証制度 S認証	認定書
京都市 輝く地域企業表彰	表彰状
これからの1000年を紡ぐ企業認定	認定書